

## 行政常任委員会

令和2年3月31日（火）  
午前10時45分開会

○三鬼（孝）委員長 ただいまから行政常任会を開会いたします。

先ほど令和2年第1回尾鷲市議会臨時会に付託になりました議案第30号、市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正についてから、議案第37号、令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）についてまでの8議案について御審議いただきますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

まず、市長から御挨拶を頂きます。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様には、本会議に引き続きまして、行政常任委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託されております議案につきましては、議案第30号、市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正についてから、議案第37号、令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決についてまでの8議案であります。

それぞれ担当課より提出議案につきまして説明いたさせますので、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第30号から議案第34号までの5議案を一括議題といたします。  
説明を求めます。

○下村総務課長 それでは、今臨時会に提出しております議案について、お手元の行政常任委員会進行表により御説明いたします。

議案書1ページの議案第30号、市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正についてにつきましては、本市の厳しい財政状況を鑑み、副市長の給与について減額措置を講じていますが、その減額期間は前副市長の任期、平成33年8月22日までとなっていますので、その減額期間を令和6年3月31日と改めるものであります。

また、併せて規定する元号を令和に改正するものであります。

次に、3ページの議案第31号、尾鷲市市税条例等の一部改正についてから17

ページの議案第33号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正についてにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律の改正により生ずる条ずれ、項ずれの改正のほか、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、委員会資料にて御説明いたします。

資料の1ページを御覧願います。よろしいですか。

4番の主な改正点の概要ですが、今回の主な改正点を関係条例別に整理しており、詳細については記載のとおりであります。税収等に影響のある改正について御説明いたします。

まず、整理番号2の未婚の独り親に対する税制上の措置等ですが、この改正は全ての独り親家庭に対して公平税制を実現する観点から措置されたもので、具体的な改正点は①の控除額の見直しと②の非課税措置の見直しであります。

資料の6ページを御覧願います。

具体的な新旧対照表となっております。

①の所得控除につきましては、婚姻歴の有無による不公平と男性の独り親と女性の独り親の間の不公平を解消しようとするものであります。

②の非課税判定については、独り親関係の拡大を行うものであります。

資料の1ページに戻っていただき、影響額についてですが、今回拡大されることとなる未婚の独り親の具体的な該当者数については現在のところ把握できていませんが、若干の税収減が見込まれます。

なお、施行日が令和3年1月1日となるため、適用は令和3年度の個人住民税課税からとなります。

次に、整理番号3の所有者不明土地等に係る固定資産税の課税に関する措置の拡大等につきましては、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題等に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性を確保するための改正であります。

1点目といたしましては、現に所有しているものの申告の制度化です。

これは登記簿上の所有者が死亡し相続登記がされるまでの間、現所有者に対し市町村の条例に定めるところにより氏名、住所等、必要な事項を申告させることができることとしたもので、令和2年4月1日に施行されます。

2点目は、使用者を所有者とみなす制度の拡大であります。

戸籍調査等様々な調査を尽くしても固定資産の所有者が明らかにならない場合、事前に使用者に通知することにより使用者を所有者とみなして課税台帳に登録して

固定資産税を課すことができるという内容で、令和3年度分以後の固定資産税の課税に適用されます。

影響額については、これまで所有者不明の場合現実的に課税通知自体ができない状態でありましたが、今回の改正により一定の案件は賦課徴収が可能となり、增收の要素が見込まれると思われます。

次に、3ページの整理番号8のわがまち特例の新設につきましては、本市には浸水被害軽減地区の指定区域がないため、税収等の影響は見込めないものであります。

次に、4ページの都市計画税条例の整理番号1については、1ページの整理番号3の改正と同様、所有者不明土地等に係る改正であります。

次に、5ページの国民健康保険税条例の整理番号1については、国民健康保険税の軽減判定金額の見直しで軽減判定所得が引き上げられることにより軽減を受ける世代が増加することが見込まれます。

続きまして、議案書に戻っていただき19ページの議案第34号、尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてにつきましては、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により別表第4イ港湾職俸給表（1）が改正されることに伴い、政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について所要の改正を行うものであります。

また、民法の一部を改正する法律により法定利率が改定されることに伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率についても所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を100円引き上げ8,900円に、団員及び副団長については20円から40円、分団長及び副分団長については40円から70円、部長、班長及び団員で70円から100円をそれぞれ引き上げるものであります。

法定利率の改正につきましては、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を100分の5から事故発生日における法定利率に改めるものであります。

以上で議案第30号から議案34号までの御説明を終わらせていただきます。

○三鬼（孝）委員長 議案第30号から議案第34号までの5議案の説明が終わりましたので、御質疑ある方は御発言をお願いします。

○三鬼（和）委員 議案第34号について、直接になるかどうか分からぬんですけど、ほかの自治体で各団の団員名簿というのが団ごとに届けられておって、二

ニュースの表現ですけど、幽霊団員がいたとかという問題があつて、団員個人との名簿確認を行つたというニュースを見たんですけど、本市においては団員については災害補償もありますし日当等もあるんですけど、個人名簿的な確認というのはきっとできてるんですか、どうなんですか。

○神保防災危機管理課長 委員の質問について回答させていただきます。

うちの場合は、詳細に当たるまで確認作業はさせていただいております。

○三鬼（孝）委員長 他にございませんか。

○小川委員 議案第31号の税制の改正のところなんですけど、先ほど未婚の独り親のことを言われたんですけど、この所得金額の制限というのがあったと思うんですけど、今125万、これも改正されたように思ったんですけど、幾らになったんでしょうか。

○吉沢税務課長 資料の6ページのほうを御覧ください。

こちらの②のほうの横書きに書いてあるとおり、現在所得金額の判定基準が125万円のところが135万に、これは既に改正される予定になっております。

平成3年度から135万円に上がるということです。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○吉沢税務課長 令和3年度。申し訳ないです。

○楠委員 税制改正説明資料の1ページで、3番のところの固定資産の関係で、現に所有している者の申告の制度化は、これ、手続すればいいんですけど、使用者を所有者とみなす、多分これ、法律の改正も絡んでいると思うんですけど、この手続きって相当時間がかかるような気がするんだけど、実際の事務としてどのぐらいを考えています。

○吉沢税務課長 この改正については、所有者不明の土地の管理等を含めて、ずっと以前から税制改正のほうで話題となっていた部分であります。

それで、この2年度からこういうふうに段階的に申告をさせる制度でありますとか、現所有者にある一定の調査をして課税をできることとなるという拡大な話なんですけれども、実際実務的にその調査を及んで使用者を特定するまでにはかなりの時間を要すると考えています。

ただ、具体的な手順等、まだ県、総務省のほうから示されておりません。ただ、模索する中でそんなに一朝一夕に解決する事案ではないと考えております。ただ、こういった制度ができたということで、十分調査を尽くして、制度にのっとってそ

ういう形が取れればええなということで、皆今担当者のほうが考えておるところです。

以上です。

○楠委員 ありがとうございます。

それで、基本的にこの固定資産税の関係は市の税収にもなるわけなんで、広報等でこういう環境をもっと知らしめて土地所有者を明確にしていくということが必要だと思うんで、ぜひ早めに対応してほしいなと思いますけど。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○奥田委員 1点だけすみません。

もしかしたら先ほど説明してもらったかもしれませんけど、資料3、4のところで、このわがまち特例の新設ということで浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の新設ということで、これで固定資産税と都市計画税、影響額は現在のところ該当箇所なしということなんんですけど、これ、ちょっとどういうことなんか、ちょっと分かりにくいくらいんですけど。さっき説明あったかな。

○吉沢税務課長 この浸水被害軽減地区と申し上げますのは、かなり特殊な輪中地域というんですか、河川の真ん中にある地域とかいう形で、特異な指定です。

これらでは岐阜の川沿いのところで一部だけしか指定がないということで、恐らく本市においてはこのような地区には指定されるような見込みは今のところないんですけど、一応こういう形で決めなあかんということで、そういう言い方で申し上げました。

以上です。

○奥田委員 尾鷲ではこれ、全然これ、何も関係ないということですか、これは。ですかね。

○吉沢税務課長 関係ないという言い方をしたら誤解を与えて申し訳ありません。今のところは指定の可能性は非常に少ないということで御理解のほうお願いします。

○奥田委員 いや、市民の方々の話を聞くと、今尾鷲市でかなりハザードマップのきっちりできているじゃないですか。

だから津波被害とか、結構受けるところが結構多いということ、多そうじゃないですか。

その割には固定資産税とか都市計画税が高いなという話をよう聞くんですよ。そやもんで、その辺でこの軽減措置があるのかなと思ったんですけど、今回ここにそ

ういうことではないですよね、全然その軽減とかないということなんですね。ここ  
の軽減とか考えることないんかな。尾鷲市で。

○吉沢税務課長 このわがまち特例というのは、委員さん御存じのとおり国のは  
うの参酌基準に応じて市町のいろいろを条例で基準額を定めて行うということで、  
該当がある可能性がある部分については条例にこういう形で本市としてはというふ  
うに載せます。

ただ、そういうことで御理解をしていただきたいと考えております。

以上です。

○奥田委員 分かりますけれども、国の政策ということで。

趣旨としてはどうなんですか。市民の声は結構、税収なんで尾鷲市としてはそれ  
の難しいところがあるんですけど、市民の立場としたら。

私だってやっぱり高いんじゃないかという話が多いんですけど、その辺のところ  
は市独自として検討したことはないんかな、今のところ。

○吉沢税務課長 災害関係では急傾斜地区でありますとか、今回砂防地域の指定  
に係って減額措置でありますとか、そのような形で不都合がある部分を勘案する処  
置は取れるべき案件はしているつもりでおります。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、議案第30号から議案第35  
号の5議案の審査を終了いたします。

続きまして、議案第36号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の議  
決についてと議案第35号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決  
についての2議案を一括して審議していただきます。

それでは、議案の説明を求めます。

○岩本財政課長 それでは、まず、議案第36号、令和元年度尾鷲市一般会計補  
正予算（第9号）の議決についてにつきまして、御説明申し上げます。

なお、予算書につきましては、財政課から一括して説明をさせていただき、後ほ  
ど担当課のほうから資料に基づいて説明がありますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予

算の総額にそれぞれ 4,917万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 103億5,557万7,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして、御説明申し上げます。

10ページ、11ページを御覧ください。

歳入でございます。

2款地方譲与税から12、13ページの11款交通安全対策特別交付金までは、全て交付額の確定に伴う補正でございます。

なお、10款地方交付税につきましては、特別交付税の額の確定によるものでございまして、予算額4億8,000万円に対し交付決定額は4億9,927万円となりました。

次に、14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金422万円の追加は、校内LAN環境機器整備費用が国の制度拡充により補助対象となったことに伴う公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の追加でございます。

続きまして、14、15ページを御覧ください。

16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入2,138万円の増額は旧第三、第四保育園敷地の売却額が見込みを上回ったことに伴う増額でございます。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金744万9,000円の減額は、ふるさと応援給付金の実績見込みに伴う減額でございます。

21款市債、1項市債、7目教育債410万円の追加は、学校ICT環境機器整備に係る校内LAN環境整備に対する学校教育施設等整備事業債でございます。

16、17ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は1,944万2,000円を増額し、計9億5,826万7,000円とするものでございます。

これは特別職及び職員人件費で職員1名の退職に伴う退職手当の増額でございます。

同じく3目財産管理費は2,135万9,000円を増額し、計7億9,955万8,000円とするものでございます。

これは今補正に伴う財政調整基金積立金2,880万8,000円及びふるさと応援寄附金の実績見込みに伴うふるさと応援基金積立金744万9,000円の減額でございます。

次に、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は837万5,000円を増額し計2億7,423万9,000円とするものでございます。

これは学校ICT環境機器整備のうち校内LAN環境機器整備分について、本年度の国庫補助金の対象とするため、別の事業として計上したものでございます。

続きまして、補正予算書の6ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正でございます。

追加1件につきましては、校内LAN環境機器整備等事業837万5,000円の追加でございまして、年度内での執行が困難であることから、翌年度へ繰越しして実施をしようとするものでございます。

次に、第3表債務負担行為補正でございます。

変更1件は、学校ICT環境機器借上料につきまして、校内LAN環境機器整備分を別事業としたことによる減額及びICT環境機器借上げの入札による事業費の確定により限度額を9,939万1,000円から7,498万円に変更するものでございます。

次に、第4表地方債補正でございます。

変更1件につきましては、学校教育施設等整備事業について、校内LAN環境機器整備に係る起債額の増額により借入限度額を1,650万円から2,060万円に変更するものでございます。

議案第36号に係る説明は以上でございます。

続きまして、議案第35号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決についてにつきまして、補正予算書に基づき御説明申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今補正につきましては、第1条第1項にありますとおり既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,433万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ98億5,864万3,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容について御説明申し上げます。

10ページ、11ページを御覧ください。

歳入でございます。

15款県支出金、2項県補助金、6目教育費県補助金20万9,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策に係る教育支援体制整備事業費交付金の追加でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金142万4,000円

の増額は、今補正の財源として財政調整基金より繰り入れるものでございます。

21款市債、1項市債、1目総務債1,270万円の増額は、本庁舎耐震改修事業においてアスベスト除去のための追加工事が必要となったことに伴う本庁舎耐震改修事業債の増額でございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は1,697万2,000円を増額し、計10億6,980万8,000円とするものでございます。

これは特別職及び職員人件費で副市長の任用に伴う給料、職員手当等の増額及び職員1名の退職に伴う職員給料等の減額でございます。

また、本庁舎耐震事業につきましては、アスベストの除去に伴う工事請負費として1,270万5,000円の増額でございます。

次に、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は284万8,000円を減額し、計1億2,969万4,000円とするものでございます。

これは学校ICT環境機器借上料で、校内LAN環境機器整備分の減額とICT環境機器借上げの入札結果に伴う減額でございます。

次に、4項幼稚園費、1目幼稚園費は20万9,000円を増額し、計2,566万9,000円とするもので新型コロナウイルス感染症対策に係る幼稚園の空気清浄機購入費でございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

第2表地方債補正でございます。

変更1件につきましては、本庁舎耐震改修事業に係る借入限度額の変更であり、3億6,010万円を3億7,280万円とするものでございます。

ここで委員会資料の1ページを御覧ください。

今回の補正予算を踏まえた基金残高見込みでございます。

一番右の欄を御覧いただきたいと思いますが、今回の令和元年度9号補正及び令和2年度当初予算並びに1号補正を踏まえた基金残高でございます。

財政調整基金が5億5,666万5,000円。以下、御覧のとおりでございまして、基金総額は13億8,367万8,000円となる見込みでございます。

引き続き、教育総務課のほうから資料の説明をさせていただきます。

○山口教育総務課長 教育総務課です。よろしくお願ひします。

それでは、学校ICT環境機器借上料に係る令和元年度尾鷲市一般会計補正予算

(第9号)及び令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)につきまして、関連する予算でありますので、資料に基づき一括して御説明させていただきます。

行政常任委員会資料の2ページを御覧ください。

今回の補正予算上程の理由は大きく二つあります。

一つ目は新たな国補助を活用しネットワーク環境を整備することにより、高速大容量の通信ネットワークを構築するための補正になります。

二つ目はICT機器、これはタブレット、パソコン等の機器の部分に係る入札による額の確定に伴う補正になります。

資料の上段(現行)の債務負担行為限度額は、9,939万1,000円、期間は令和2年度から令和7年度になっており、令和2年度の当初予算額は1,159万6,000円となっております。

この債務負担行為限度額をタブレット、パソコン等の機器部分の学校ICT環境機器借上料9,534万6,000円とネットワーク部分である校内LAN環境機器整備等の404万5,000円に分離し、別事業とすることによってネットワーク部分には新たな国補助を活用し、高規格のLANケーブルへの変更や無線アクセスポイントの増設等により、さらにネットワーク環境をよくしようとするものでございます。

分離した校内LAN環境機器整備等には、歳出として校内LAN環境機器整備等業務委託料として837万5,000円、歳入として公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金422万円が御覧の図の内訳のとおり補助金が2分の1、残り2分の1のうち交付税措置が60%、市債100%適用されるものであります。これがネットワーク部分に係る補正であります。

また、二つ目の理由であるタブレット、パソコン等の機器部分である学校ICT環境機器借上料につきましては、令和2年度の8月末日を整備完了日と予定していることから、パソコン等の機器部分のみ先行して進めておりました。

このほど入札が完了しましたので額の確定に伴う減額補正を上程いたしました。

債務負担行為補正として9,939万1,000円から分離したタブレット、パソコン等の機器部分の借上料9,534万6,000円の入札を行った結果、7,498万円となり、債務負担行為補正としましては2,441万1,000円の減額となります。

この入札等による額の確定に伴い、令和2年度の当初予算額1,159万6,000円が874万8,000円となり、284万8,000円の減額となります。

以上が学校ＩＣＴ機器借上料に係る補正予算でございます。

次に、幼児教育の質の向上のための緊急環境整備につきましては、資料の3ページ、資料3を御覧ください。

幼稚園における新型コロナウイルスの感染症対策の一環として、教育支援体制整備事業費交付金の緊急環境整備としてウイルス除去対応の空気清浄機を園児が過ごす4部屋に各1台、計4台設置するものでございます。

歳出では備品購入費として空気清浄機1台4万7,500円の消費税込みで4台の購入合計が20万9,000円となります。

歳入では補助率10分の10の令和2年度教育支援体制整備事業費交付金として歳出と同額の20万9,000円を計上させていただくものであります。

以上が教育総務課に関する令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）及び令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の説明でございます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○三鬼（孝）委員長 議案第36号と議案第35号の説明が終わりましたので、御質疑ある方は御発言をお願いします。

○三鬼（和）委員 教育委員会なんですが、資料の2のほうで高規格LANケーブルへの変更というのは、容量的にどういう変更があったかというのともう一点はWi-Fiの数を増やしたんかな、幾つから幾つに増やしたんか、もう少し具体的に説明してください。

○山口教育総務課長 このLANケーブルに関しては、今のこのもとの計画では5Eと呼ばれる規格のものを適用しておったんですけども、補助要綱にもあったんですが、これが一つ上のグレードにしないと適用できないようなこともありますし、さらに最大通信量の速度も上がるということで5Eから6Aという規格に上げました。

あと、アクセスポイントの増設についてなんですが、各学校2クラスに1台のアクセスポイント、これ、全部学校合わせると34台だったんですけども、これを1クラスに1台ということで34台から59台に増設いたしました。

以上です。

○三鬼（和）委員 各クラスでということになるんですけど、つければ大丈夫なんか、鉄筋コンクリートであるとか、1階、2階というのがあるんですけど、例えば職員室から各教室とかというたのは今回の変更で問題ないんですか。これからのお教育において、使う側から見ればどうなんですか。

○山口教育総務課長 従前の台数でも大丈夫であろうというような話があったんですけれども、今回有利な補助も出てきましたので台数を増やしたという点とあと、委員さん言われるようにクラス以外のところでの通信についてもこの59台という台数で問題ないだろうというふうに考えております。

○三鬼（和）委員 あと1点、あれですか、調整監。校内かな、運動場とかそういうもので花壇であるとか昆虫であるとかということにもタブレットを生かせればなというところがあるんですけど、最低限学校内というかな、運動場、屋外というんかな、そういったところのLANについては今後どう考えておられるんですか、どうなんですか。

○大川教育総務課学校教育担当調整監 ありがとうございます。

学校現場におきまして、タブレットの使用についてはいろいろ研究もまたしていくなかあかんなということはあるんですけども、外へ出ての草花の撮影であったり、虫の観察であったり、そういうものにつきましては、単独でスタンドアローンの形で使用するというのが今のところ前提として考えています。

Wi-Fiがどこまで飛ぶのか、ひょっとしたら運動場の一部で使えるということを考えられますので、活用方法についても現場でまたよりよい方法を練っていきたいと考えておりますけれども、将来的にどこでも使えるようなものにすると経費的なこともありますので、また、その辺も併せて考えていくべきだと思います。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○野田委員 15ページの16款財産収入、2項……。

（発言する者あり）

○野田委員 補正の部分ですけれども、議案第36号の、第9号の補正の部分ですけれども、ちょっと確認なんですが、不動産の受払収入が先ほど説明あったように503万と1,635万ということで2,138万なんですけれども、これの残りというか売却益というんですか、これは財政調整基金のほうに積み立てたという形でよろしいんですか。

○岩本財政課長 この分は財政調整基金への積立てになります。

○野田委員 費用、手数料とか、そういうのは差し引いた分でということによろしいですね。

○岩本財政課長 費用のほうは既に計上しておりますので、この分は全て財政調整基金へ積立てになります。

○奥田委員 議案第35号になるんですけど、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）のうち、12ページから13ページのところの幼稚園費ですか、20万9,000円、ちょっと確認したいんですけども、これは珍しいですよね、10分の10のこの補助があるというのは。最近では珍しいんじゃないかなという気がするんですけど、これは幼稚園だけなんですか、保育園はあるんですか。

○山口教育総務課長 この交付金につきましては、保育園のほうは現状においてはこういった補助はないというふうに聞いております。

○奥田委員 管轄が違うんで、今ね。幼稚園のほうは文部科学省ですが、保育園が厚生労働省なんで。

文部科学省のほうがこれをつけてくれたということですかね。

やっぱりそれを考えると幼稚園って大事ですね、これ。こういうふうなやっぱり文科省の動きって早いし、こういうのは非常に空気清浄機ですか、非常にありがたいですね、10分の10をつけていただけだと。100%つけて。

ちょっと関係ないかもしれないけど、こういうことがあるんで幼稚園廃園というのをちょっと取り消してもらうとかいかがですか、ならんですかね、これ。どうですか。せっかく幼稚園……。

○三鬼（孝）委員長 奥田委員、それ、議案以外ですからちょっと……。

○奥田委員 （聴取不能）こんだけ文科省も幼稚園のことを思ってこれ、つけてくれていると思う、幼稚園児のことを。だからちょっと尾鷲市も幼稚園児のことを考えてやっていただきたいと思うんですけど。

○三鬼（孝）委員長 他にございますか。

○楠委員 35号議案の補正予算の総務費の本庁舎事業の工事請負費、これ、13ページですけど、この工事請負費は現在受けているJVのセットの工事請負費なのか、それとも除去する専門の工事費なのか、総務課。

○下村総務課長 追加工事として昨日の委員会で御説明させていただきましたが、変更契約でいきたいと考えております。

○楠委員 追加工事ということであれば、諸経費を除いた積算上の数字ということで解釈してよろしいですか。

○下村総務課長 全額この金額で変更契約を結びたいと思います。

○楠委員 全額という意味は別に構わないんですけど、通常積算上、同一事業者がやる場合は経費が相当軽減されると思うんですけど、その積算でできているのかどうかの確認をしたい。

○三鬼（孝）委員長 課長が答えるの。

○下村総務課長 内訳でございますが、共通仮設工事費が44万5,000円、石綿の除去工事費が995万5,000円、工事合計が1,040万円となっており、諸経費が115万円で。内訳といたしましては。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○奥田委員 確認なんですけど、昨日ちょっと市民の方がちょっとお電話頂いたんですけど今回、この庁舎の耐震に当たって追加工事ということで1,270万5,000円、配管の部分のアスベストが見つかったということなんですけど、尾鷲市って結構こういうふうな補正予算多いんですよ。

例えばクリーンセンター、し尿処理場のときには工事していたら大きな木の株が出てきたと。何千万からの補正がついて、それで桂山の浄水場のときには大きな石が出てきたと。またそれが2,000万、3,000万とかついて、矢浜保育園の工事のときには、何か変な土が出てきたと200万ぐらいの予算がついて、今回はアスベストが出てきたんかと、いろいろ次から次、いろんなもの尾鷲市の工事は出てくるなというお電話を頂いたんですね。これ以上出てこんですよね、大丈夫かなという心配の声があったんですけど、もうないですよね、これ。どうなんですか。

○下村総務課長 今回の耐震工事につきましては、基本設計をやっていなかったということで、詳細設計をする上で現場確認の際、アスベストが発見されたということでございました。

○三鬼（孝）委員長 他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、議案第36号と議案第35号の審査を終了いたします。

続きまして、議案第37号、令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議案についての議案審査していただきます。

それでは、説明を求めます。

○河合総合病院事務長 尾鷲総合病院でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第37号、令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について、補正予算書及び予算説明書の内容について御説明いたします。

通知いたします。

1ページを御覧ください。

第1条、令和2年度尾鷲市病院事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところ

ろによる。

第2条、令和2年度尾鷲市病院事業会計予算、第3条に定めた収益的収入の予定期額を次のとおり補正する。

収入の部といたしまして第1款病院事業収益既決予定期額45億459万1,000円から補正予定期額4,400万円を増額し、合計45億4,859万1,000円とするものでございます。

第2項医業外収益既決予定期額4億8,564万円から補正予定期額4,400万円を増額し、合計5億2,964万円とするものでございます。

次に、2ページを御覧ください。

令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）説明書でございます。

（1）収益的収入及び支出のうち、収入の部1款病院事業収益、2項医業外収益、2目補助金、3節その他補助金4,400万円の増額は紀北町からの救急医療体制特別支援金の増によるものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

令和2年度尾鷲市病院事業会計予定期キャッシュフロー計算書でございます。

これは令和2年度1年間の現金の増減を表すものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

下段の令和2年度末の資金残高は5,896万9,000円となる見込みでございます。

次に、5ページを御覧ください。

令和2年度尾鷲市病院事業会計予定期損益計算書でございます。

6ページを御覧ください。

補正後の予定では、下から3段目の当年度の純利益は2億5,625万5,000円の黒字となる見込みでございます。

7ページからは尾鷲市病院事業会計予定期貸借対照表を記載しておりますので、御参考ください。

以上が令和元年度尾鷲市病院事業会計補正予算書及び予算説明書の説明でございます。

引き続き、病院総務課長から資料の説明をさせていただきます。

○佐野総合病院総務課長 ちょっと資料のほうで通知します。

よろしいでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、行政常任委員会資料について御説明をさせていただきま

す。

議案第37号、令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決についての資料1、紀北町からの財政的支援についてということで1ページのほうを御覧ください。

今回の補正予算は紀北町からの財政的支援について計上させていただくものでございます。

尾鷲総合病院の経営に対する紀北町の協力につきましては、昨年4月に市長から紀北町長に正式な協力要請を行って、その後、これまで継続して病院の経営状況、また、決算状況、新改革プランの見直し案などなど厳しい経営状況や今後の取組などについて説明を行ってまいりました。

この結果、紀北町から病院の経営基盤強化、また、持続可能な病院経営、特に救急医療体制の維持を目的に救急医療の赤字分の2分の1に相当する4,400万円を紀北町救急医療体制特別支援金としまして令和2年度、3年度の2年間、御支援をいただくことになったものでございます。

ということで資料のほう書いておりますので、よろしくお願いします。

説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 議案第37号説明が終わりましたので、御質疑ある方は御発言願います。

○南委員 今の病院事務長と総務課長のほうから今回の4,400万の説明を頂いたんですけども、この予算書の2ページですね、ちょっと出してくれますか。

この2ページで医業外収益の補助金って3,583万3,000円プラス補正4,400万、計7,983万8,000円という予算計上がされておるんですけども、この前段の3,538万8,000円というのは、輪番の尾鷲市分も含めた紀北町との合計額だと思うんですね。

今佐野課長のほうから赤字分の半額分の4,400万の特別補助を頂いたという説明なんですけども、改めてちょっと認識をする意味で、この救急にかかわらず年間の諸経費の分を教えていただけませんやろうか、全体。

交付金も幾分かあると思うんですね、国からの救急の交付金というのではないですか。それも踏まえた全体の1年の経費の金額の予算も改めて。

○河合総合病院事務長 この補助金の内訳ということでおよろしいですか。

○南委員 補助金の内訳もそうなんですけども、全体に救急に関わる費用。

○河合総合病院事務長 すみません。この補助金については3,588万3,00

0円の中に輪番制の補助金3,332万というところがまず入っております。

そのうち1,600万円、1,599万3,600円が紀北町から以前から御負担いただきておる部分というのと併せて尾鷲市の負担として3,332万というところでございます。

そうした中では救急の全体的の経費、赤字分というところでございますけれども、平成30年度でいきますと救急の収益として1億2,700万円程度ある中で、一方、費用のほうについては給与費、材料費、経費、減価償却費、医業外費用、空床確保等で2億8,600万強ありますと、トータル収支差額として1億6,000万ほど赤字があるんですけれども、それに対して病院群の輪番制の補助金が3,332万あると。あと、地方交付税措置として4,138万5,000円あるということで、その分の収益7,470万5,000円を引くと救急の収支は8,444万7,000円になるという中でその半額程度ということで、過去3年それぐらいの収支で動いていますので、過去3か年の平均として8,643万9,000円の赤字が出ておるという中で半分程度ということで、4,400万について紀北町から御支援いただけるということになっております。

○三鬼（孝）委員長 他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、議案第37号の審査を終わります。執行部退席してください。

暫時休憩します。10分間休憩。

（休憩 午前11時35分）

（再開 午前11時44分）

○三鬼（孝）委員長 それでは、委員会再開します。

付託のありました8議案の採決を行いたいと思います。よろしくお願ひします。

最初に、議案第30号、市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

（挙手全員）

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第30号は可決すべきとするものに決しました。

次に、議案第31号、尾鷲市市税条例等の一部改正について、可決すべきとする

者、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第31号は可決すべきとするものに決しました。

続きまして、議案第32号、尾鷲市都市計画税条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。

挙手全員でございます。よって、議案第32号は可決すべきとするものに決しました。

続きまして、議案第33号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。

よって、議案第33号は可決すべきとするものに決しました。

続きまして、議案第34号、尾鷲市消防団等公務災害補償条例の一部改正について、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。

よって、議案第34号は可決すべきとするものに決しました。

続きまして、議案第35号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について可決すべきとする者、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。

よって、議案第35号は可決すべきとするものに決しました。

続きまして、議案第36号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の議決について、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。

よって、議案第36号は可決すべきとするものに決しました。

最後に、議案第37号、令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議

決に可決すべきとする者、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第37号は可決すべきとするものに決しました。

以上で採決を終わります。

委員長報告は別によろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼（孝）委員長 それでは、これで行政常任委員会を閉じます。御苦労さまでした。

(午前11時47分 閉会)